介護給付費適正化事業等実施状況について

成田市福祉部介護保険課

I.　介護給付費適正化事業について

本市では、介護給付費の適正な支出を確保するため、介護給付費等適正化事業に取り組んでいます。令和 7 年度も引き続き第 9 期成田市介護保険事業計画に基づき、執り行います。つきましては、以下のとおり、今年度の実施状況報告及び来年度以降の予定についてお知らせいたします。

①　ケアプラン点検について

ケアプラン点検の目的は自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、自立支援に資するケアマネジメントを追求し、その普遍化を図り健全な給付の実施を支援するものです。

今年度点検の対象となった介護支援専門員の皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

今年度の報告

令和 6 年度からの第 9 期成田市介護保険事業計画に基づき、課題整理総括表を用いながら、アセスメントとケアプランの連携を重点的に点検しました。その後、居宅介護支援事業所の管理者との面談を通して、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを検証・確認しました。

- 来年度の予定

来年度も今年度と同様にケアプラン点検を実施いたします。対象となる事業所には個別に通知しますので、ご協力をお願いします。

②　住宅改修の点検について

今年度も、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査の一環として、必要に応じてケアプラン等の提出依頼を行う予定です。お手数ですがご協力をお願いいたします。

II.　過誤調整について

介護給付に誤り等が生じた場合に、過誤申し立て依頼書の作成をしていただきますが、サービス提供事業所の過誤があると、市から利用者に支払っている高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費に影響が出る場合があります。市から支払い済みの高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費について、返納が必要になった際は、事業所に清算の手続等ご協力いただく場合もあります。

今年度提出のあった過誤の理由を以下の通りお知らせしますので、過誤を未然に防ぎ、各事業所及び利用者の負担を増やさないためにも、実績との相違がないかを確認し、サービス提供事業所と連携の上、給付管理を行ってください。

主な理由

- ◆ 初回加算、その他加算の算定誤り（支援事業所、サービス提供事業所）
- ◆ 入院等でサービスがなかったが給付管理を行った（支援事業所）
- ◆ 負担限度額認定証の情報を入れていなかった（サービス提供事業所）
- ◆ 介護券の入力漏れ（サービス提供事業所）
- ◆ サービスの利用回数・日数誤り（サービス提供事業所）

➢ 注意事項

- ◆ サービス提供事業所が過誤申立依頼をした場合は、同月に給付管理票の修正をすると、過誤申立がエラーとなります。サービス提供事業所が再請求するタイミングに合わせて給付管理票の修正を行ってください。
- ◆ 国保連合会から、給付内容に疑義があり「介護給付費縦覧審査確認票（請求事業所）」に対して「過誤する」と回答した場合は、市に「過誤申立依頼書」の提出が必要となります。

Ⅲ.要支援から要介護になった場合の受給者台帳について

次の場合は、市で受給者台帳を訂正する必要があるので、介護保険課資格給付係受給者台帳担当にご連絡ください。

・月途中で、要支援から要介護になり、要介護になってからのサービス利用がない。
（総合事業の弾力化の影響で、要介護の台帳に支援事業者が包括支援センターとして登録されたままになり、要支援の請求が通らなくなります。）

※新規・区分変更申請中のサービス利用については、要支援・要介護のどちらにも対応できるように暫定ケアプランは両方作成してください。

Ⅳ.各種届出様式の変更について

様式が変更となりましたので、新様式をご利用いただくようお願いいたします。
なお、新様式は介護保険課のホームページにて公開しております。

① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
② 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
③ 介護保険負担限度額認定申請書

④ 介護保険被保険者証再交付申請書
⑤ 居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書
⑥ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
⑦ 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護）

様式⑤～⑦のサービス計画書について、サービス開始（変更）年月日の誤りが散見されますので、正確な日にちの届け出をお願いします。

（**誤った日にちの場合、請求ができない場合があります。**）